

たから
キビナゴは甑の財産
—島がひとつになって管理を实践—

甑島地区キビナゴ資源管理協議会
石原 康 司

1. 地域の概要

私の住む里町は、鹿児島本土の西方約38kmに浮かぶ甑島列島（上甑島、中甑島、下甑島）の上甑島北部に位置し、人口約1,500人の町である（図1）。平成16年10月に海を隔てて、本土の一市四町と甑島の四村が広域合併し、里村から薩摩川内市里町となった。

2. 漁業の概要

私の所属する甑島漁協は、平成15年10月に上甑島、中甑島、下甑島の4漁協（里村漁協、上甑村漁協、鹿島村漁協、下甑村漁協）が合併し、組合員数は県内で最も多い1,723名（正組合員402名、准組合員1,321名）となった。

甑島ではキビナゴ流刺網、定置網、磯建網、曳縄漁業等の沿岸漁業が盛んで、平成15年度の取扱高は1,976トン、98,300万円である。特に、キビナゴ流刺網は総水揚げ金額の約4割を占める重要な漁業である（図2）。

3. 研究グループの組織と運営

甑島地区キビナゴ資源管理協議会は、資源の維持増大の他、漁業者間の親睦を図ることを目的として平成5年10月に発足した（図3）。

現在、協議会は漁協長を会長とし、3地区の副組合長（旧漁協長）及び甑島のキビナゴ業者合計74名で構成され、資源管理の实践や研修会、漁場監視等を実施している。

4. 研究・実践活動取組課題選定の動機

かつてのキビナゴ漁は、多くの人手を要し、効率の悪い狩刺網、建網、地曳網等であったため、昭和40年頃、漁獲効率の良い流刺網漁業（図4）を導入した。その後、漁業技術の改良を重ね漁獲量が伸び、3月から8月の夜の仕事として急速に普及した。これにより、里村のキビナゴは総水揚げ金額が導入前の昭和39年の250万円（全体の約8%）から2年後には1,800万円（全体の約30%）に増加し、甑島の重要な魚になった。しかし、流刺網の普及と並行して漁船の大型化や機器の近代化が進み、漁獲圧が高まったことから魚体が小型化し、資源の減少が懸念され始めた。このままでは、将来、キビナゴを獲り尽くすのではないかと危機感が募り、操業方法の取り決めが必要となり、昭和58年に「里村漁協きびなご業者会」を結成した。業者会では真っ先に小型魚の保護と魚価の安定のため、それまで自由だった網目を20節以下に制限した。しかし、始めは全員の意識が揃わず守らない人がいたため、出漁停止（1ヶ月間）という重い罰則を設けたこともあった。

一方、キビナゴの小型魚の保護等(表1)については、漁場が隣接する上甌村でも取り決めがあったが、里村とは網の目合い等が異なっていた。そのため、資源は思ったほど回復せず、業者会の中から、同じ上甌島で同じ漁を営んでいるのに、管理方法がバラバラでは効果が薄いのではないかとの声が聞かれるようになり、統一した管理が必要となった。

5. 研究・実践活動状況及び成果

(1) 資源管理型漁業推進総合対策事業への取り組み

平成3年に上甌島(里村、上甌村)を対象にしたキビナゴの資源管理方策の策定について県から呼び掛けがあり、上甌島で統一した資源管理方策の必要性を感じていたことから、即座に資源管理型漁業推進総合対策事業に取り組むことにした。行政と一体となり、キビナゴの産卵の時期や場所、成長、目合いと漁獲サイズとの関係等のデータが集積された結果、それまで経験的・感覚的に知っていたことが、科学的に裏付けられ、具体的な資源管理方策が見えてきた。さらに、キビナゴ資源を守るためには、同じ漁をしている下甌島(鹿島村、下甌村)を含め、甌島全島で資源管理しなければ効果はないとの認識から、下甌島にも参加を強力に呼び掛け、島全体で取り組むこととした。

(2) 島全体の資源管理組織の設立

資源管理の必要性を訴えていた当初は、資源管理は操業が規制され漁獲が減り、収入も減るといふ声や地域によって漁船規模が異なり、また、資源の分布にも格差があることから一律の実施は難しいという意見があった。しかし、2年にわたる科学的な調査と甌島全島のキビナゴ業者を集めた話し合いで不安も解消され、皆が『キビナゴは甌島の共有財産』という認識を持つようになり、また、里村独自で厳しい管理に取り組んでいたことも他地区の漁業者に共感を呼んだ。

こうして平成5年に甌島全島で組織する「甌島地区キビナゴ資源管理協議会」を設立し、協議会では管理方策を取り決め、実施可能な項目から段階的に実践していった。

(3) 管理方策

① 産卵期の禁漁区の設定

キビナゴの産卵期は4月から10月(盛期は5月から6月)であり、産卵場が甌島全域に形成されることは知られていたが、調査でより詳細に判明したことを受け、県内随一の産卵場と言われる荒人崎地先周辺の一部を5月から7月の3ヶ月間、禁漁とした(図5)。

② 網目の規制

網目は漁業者で異なり、以前は魚体の大きい5月、6月は20節以下、それ以外の時期は21節までが使われていたが、小型魚保護等のため20節以下に統一した(図6)。

③ 操業の規制

過剰な漁場競争を避けるとともに鮮度を保つため、出港時刻は午前2時(灯火開始時刻は各地区の業者会で決定)、休漁日は日曜日及び祝祭日とした。

④ 稚魚期の保護区域の設定

荒人崎周辺は稚魚が生育する広大な場所となっていることから、9月から10月は周辺を保護区域とした(図7)。

⑤ 組合せ操業の推進

他の漁業への移行により漁獲努力量を軽減し資源保護と価格安定を図るため、パシヨ

ウカジキ流網等との組合せ操業を推進した。

⑥ 漁場利用

漁場を巡る過度な競争を避けるため、前日と同じ漁場で操業する場合は、その船を優先する漁場優先順位制をとった。

(4) 活動の成果

① 水揚げ高の増加

取り組み前の昭和59年から平成5年における年平均数量は264トンだったのに対し、取り組み後の平成6年以降は309トンに増加した。また、年平均金額では、平成5年以前の約1億円に対し、平成6年以降は約1.3億円と増加した(図8、9)。

② 価格の上昇

平成5年以前の平均単価が380円/kgだったのに対し、平成6年以降は、魚体の大型化及びサイズの均一化により430円/kg(約50円/kgの上昇)になった(図10)。

③ ゆとりの創出

資源管理に取り組む前は、土曜や日曜日に関係なく時化の日だけが休みでゆっくりと遊ぶこともできなかったが、休漁日を設定したことによって計画的に余暇を過ごすことができるようになった。

④ 地域連携の強化

キビナゴ資源管理協議会を設立する以前は、他の地域は単なる競争相手でしかなかった。しかし、島全体での協議会を設立してからは同業者としての親しみが生まれ、他地区の意見に耳を傾けるようになり、以前に比べ和やかな雰囲気資源管理の実践や漁模様の情報交換等が行われるようになった。また、島の水産業を担う中心的存在であるキビナゴ業者が、資源管理を通して村(地区)という垣根を超えて一つにまとまり、地域間の連携を深めたことが下地となり、島に4つあった漁協の合併に繋がっていった。

6. 波及効果

(1) 後継者の増加

離島というハンディにもかかわらず、キビナゴ漁は安定的な収入と定休日があること等から、Uターンや高校卒業後直ぐに後継者となるケースが増えた。平成5年以降、里町では船を購入し着業した若者が7名おり、うち6名がキビナゴ漁業者である。また、ゆとりができ、女性と接する機会が生まれたことで、結婚へと繋がっていった。かつては、里青年部でも全員が独身であったが、今では11人中9人が家庭を持ち、うち7人が島外の女性と結婚している。

(2) 青年部活動の活発化

近年、里町では、オニヒトデによるサンゴ礁群の被害が発生しており、里青年部(10名がキビナゴ漁)では、漁場を守るため平成14年から定休日を利用してオニヒトデ駆除に取り組み、これまで1,000匹余りを駆除してきている。これも資源管理の実践により漁場を守っていこうという共同意識を持つようになったためである。

(3) 新たな資源管理組織の設立

キビナゴの資源管理に取り組んだ体験から組合せ操業しているバショウカジキ流網漁業についても、資源管理をしていこうと声があがり、平成13年に全島で組織する「甌島

地区カジキ資源管理協議会」を設立した。ここでは、操業方法や資源の管理方策の他に、販売促進活動等にも取り組んでいる。

7. 今後の課題や計画と問題点

(1) キビナゴの更なる資源管理について

将来にわたって甑島のキビナゴ資源を持続的に有効利用し、経営の安定を維持していくため、小型魚の保護だけでなく全体的な漁獲量の制限や保護期間の拡大等を考える必要がある。

(2) 流通コストの低減について

キビナゴは獲ったその日に本土の市場へ出荷するため、甑島から本土の水揚げ港、さらに港から市場までといった運搬経費がかかっている。共同出荷等をして、この間の流通コスト低減を図る必要がある。

(3) 品質(鮮度)の均一化について

キビナゴは鮮度低下しやすいため、各人、鮮度管理には特に気を配っているが、船上での氷の打ち方等には個人差があり品質にバラツキが生じている。お互いの鮮度保持法を出し合って全船の品質向上を図る必要がある。また、下甑島では海洋深層水を利用した鮮度保持を検討中である。

(4) 地産地消の促進

市町村合併により広域の行政区域となったので、この枠組みを利用した学校給食でのメニュー化や山間部への販路開拓等に取り組むたい。また、刺身、塩焼き以外に「すき焼き」「塩炊き」等といった地元漁業者のキビナゴの食べ方を発信していきたい。

資源管理を継続発展させていく上では、『島の漁師の心はひとつ』このことが大事である。今後も、一丸となつて『島の財産 ^{たから} キビナゴ』を守っていきたい。

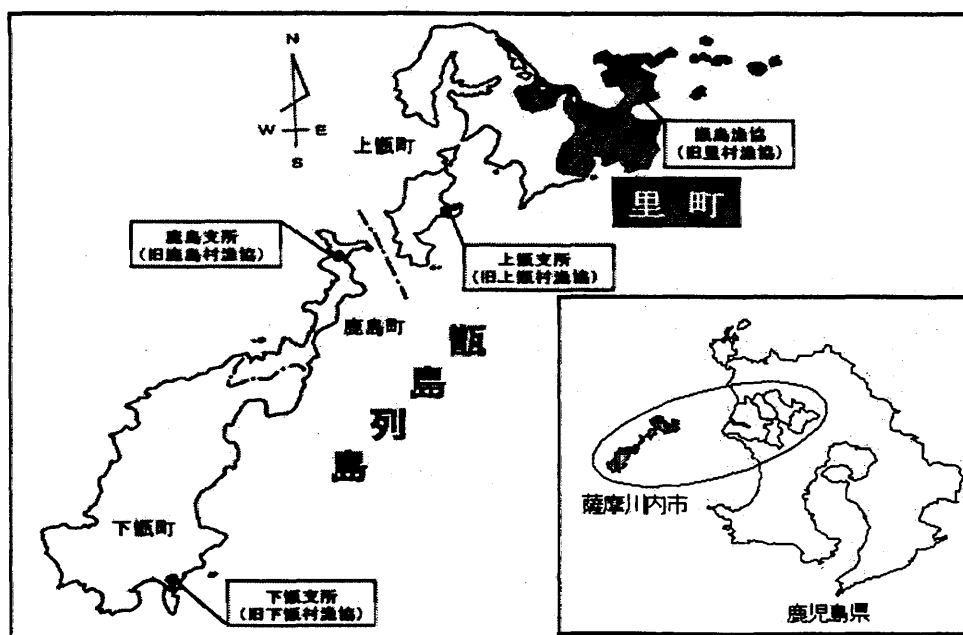


図1 位置図

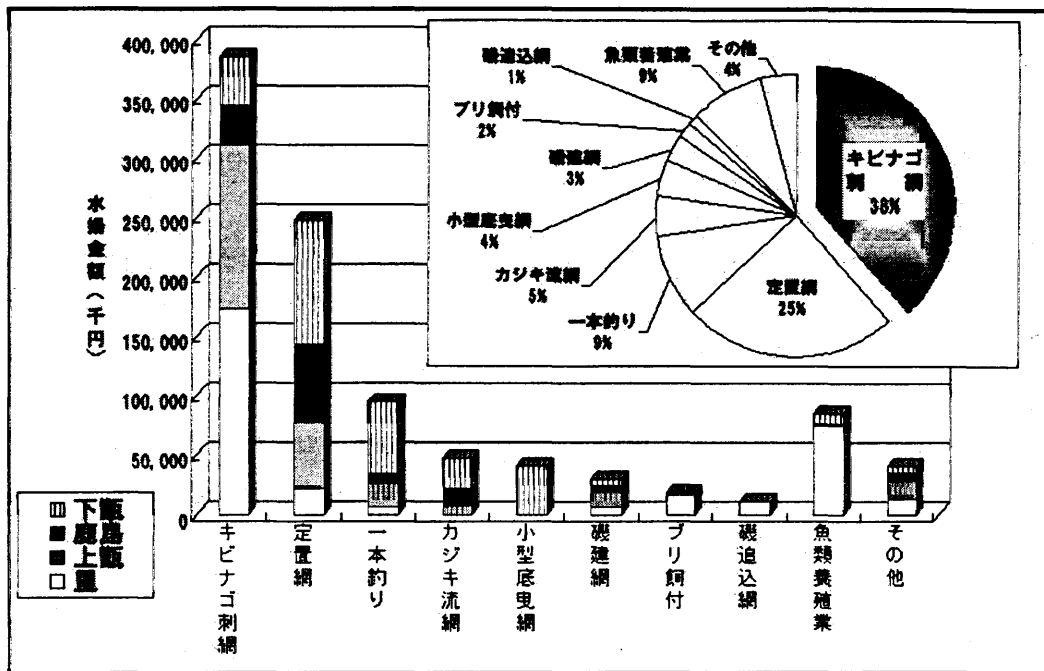


図2 甌島における漁業種類別水揚金額 (H14年度)

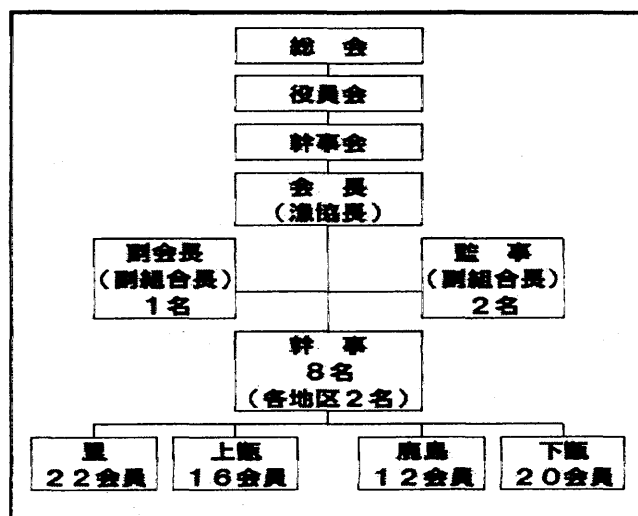


図3 資源管理協議会の組織図

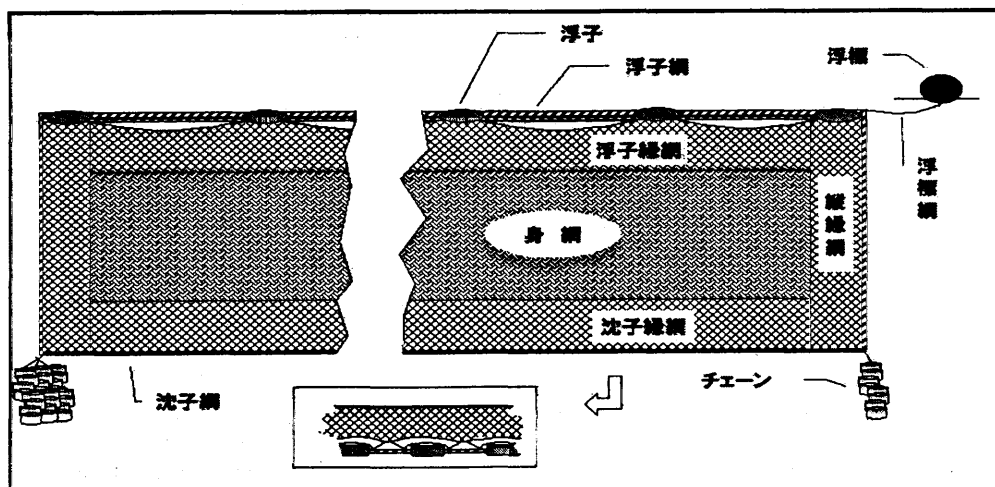


図4 現在のキビナゴ流刺網概要

表1 平成3年当時の各漁協での申し合わせ事項

漁協	目 合	出漁時間灯火等	そ の 他
里	20節まで	灯火2時から	日曜日休漁 5/1~9/30は午前1時までに漁場へ 違反者は翌日から15日間の操業禁止
上甌	21節以下	灯火2時から	集団操業（休漁，出漁時間を統一） 日曜日休漁 放電管は11/1~3/31禁止 5時以降操業船の近くでの操業禁止 違反者は1ヶ月の操業禁止
浦内	—	灯火2時から	
平良	—	灯火2時から	

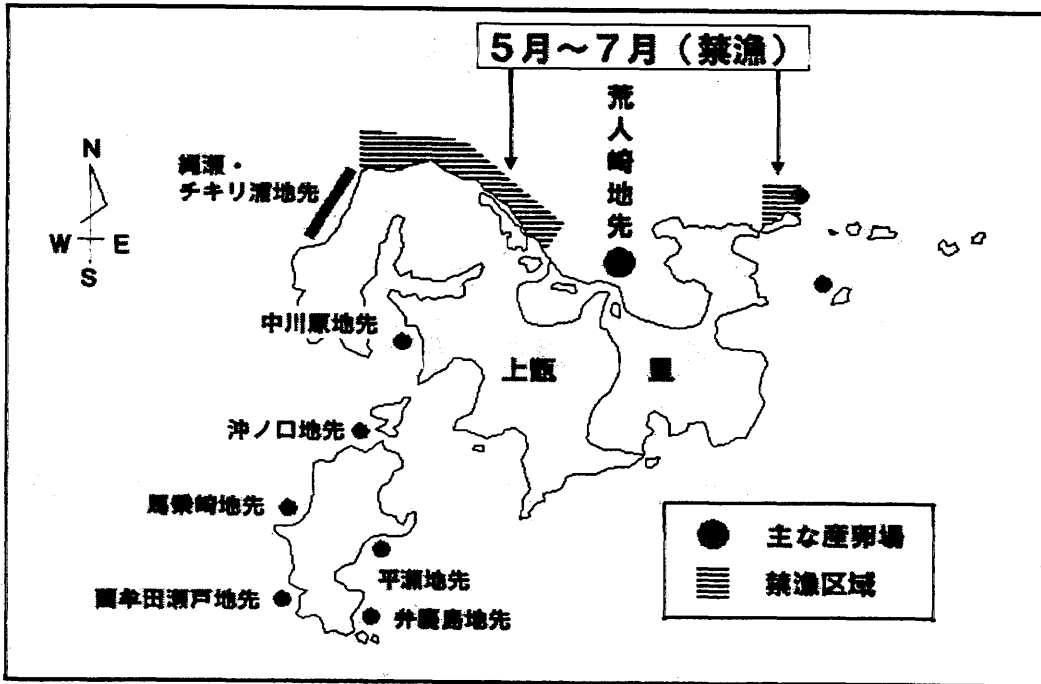


図5 上甌島の産卵場と禁漁区域

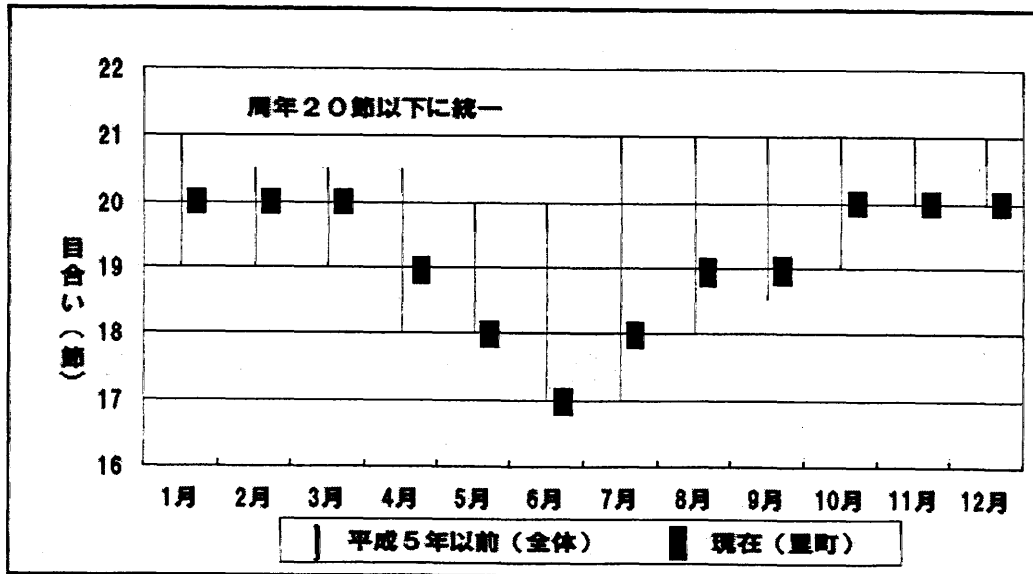


図6 月毎の網の目合い (概略)

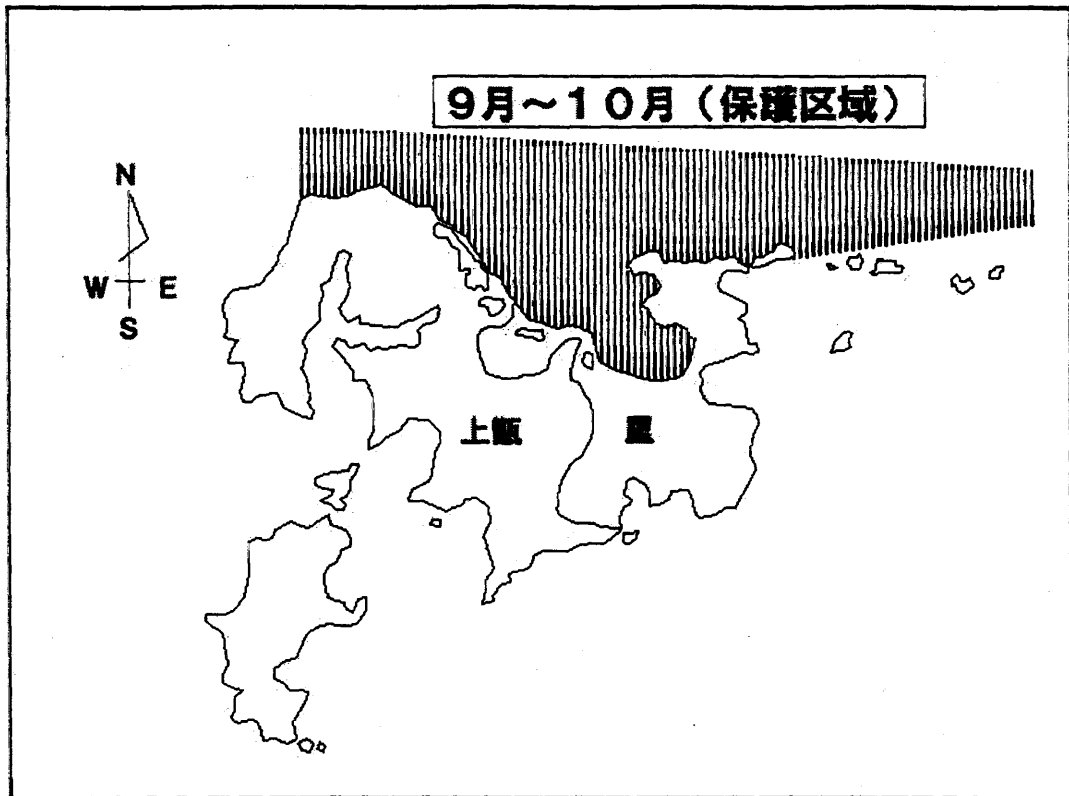


図7 上飯島の保護区域

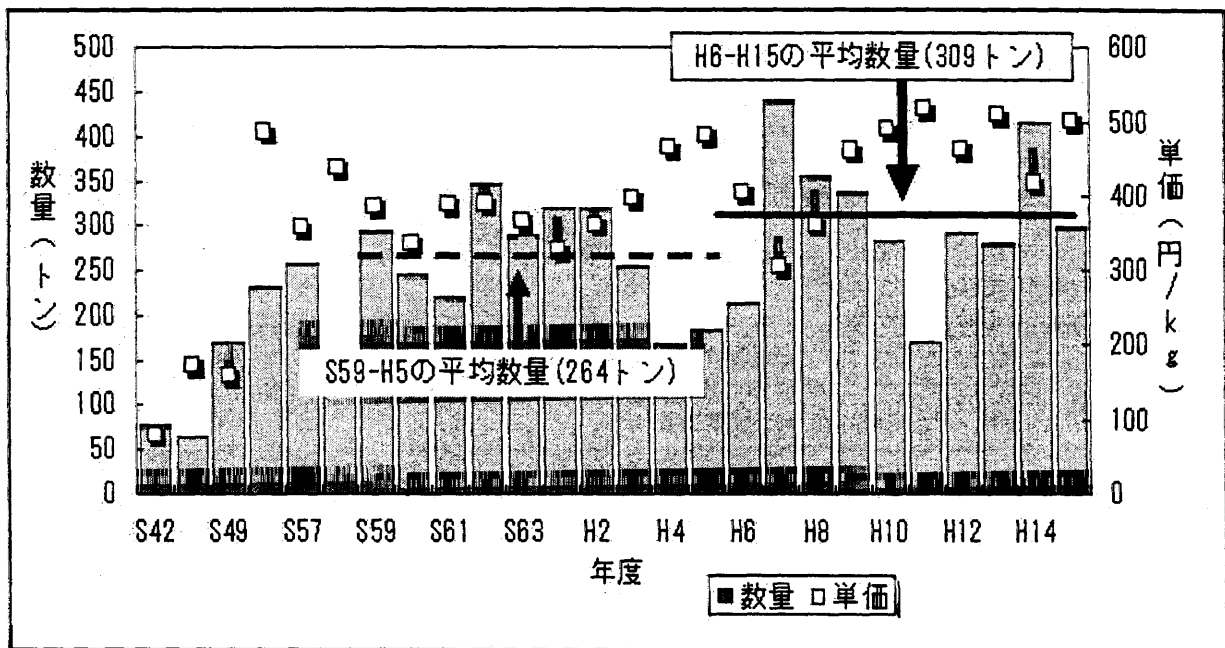


図8 里町におけるキビナゴの水揚数量と平均単価の推移

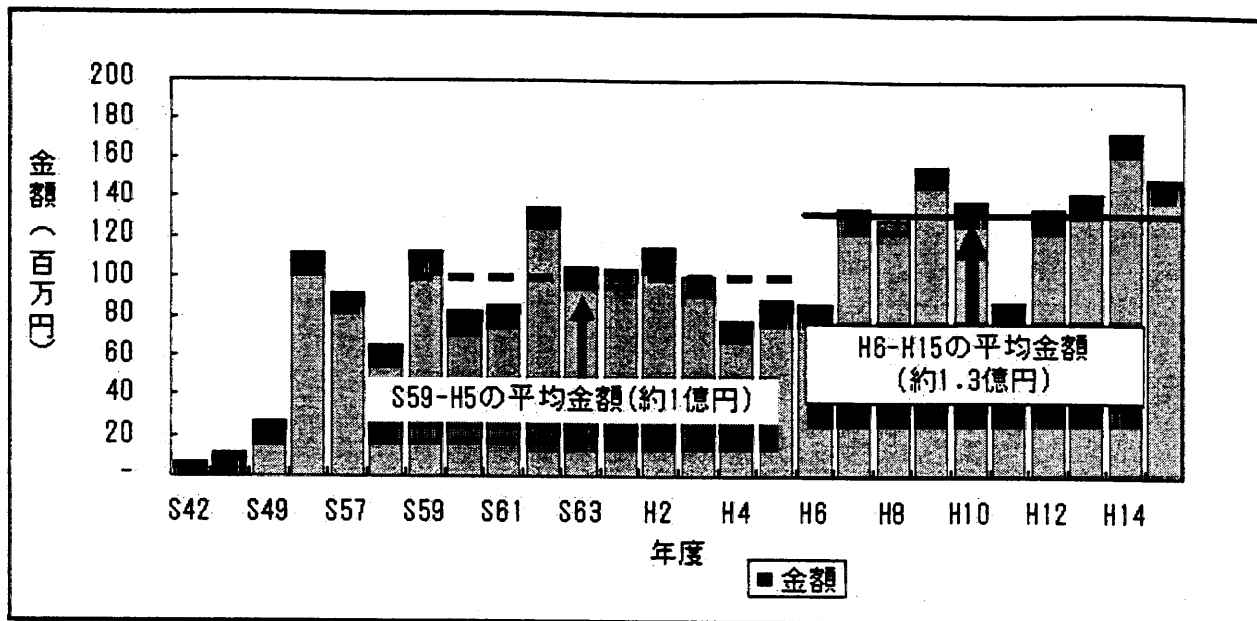


図9 里町におけるキビナゴの水揚金額の推移

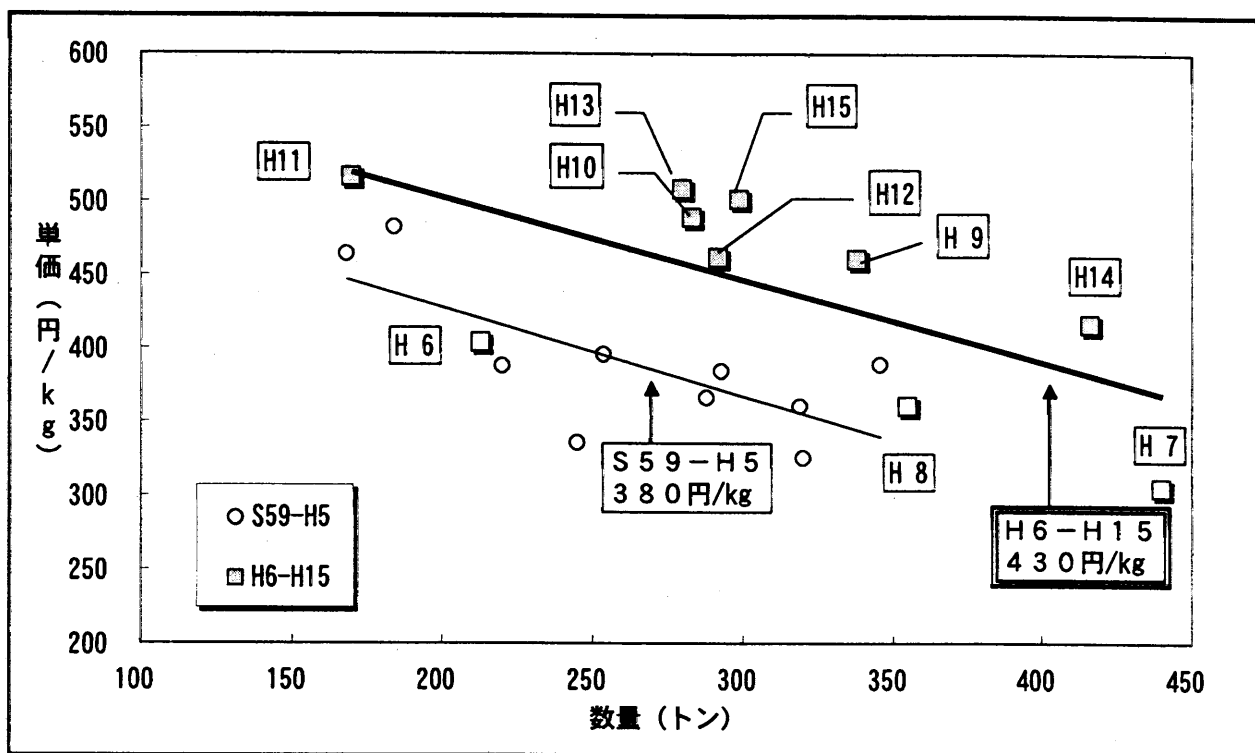


図10 里町におけるキビナゴの水揚数量と単価の関係